

# 学校給食用牛乳供給対策要領

平成15年9月30日 15生畜第2865号  
農林水産省生産局長通知

最終改正 平成24年4月1日 23生畜第2662号

## 第1 趣旨

学校給食用牛乳供給対策要綱（昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号文部事務次官、農林事務次官依命通知。以下「対策要綱」という。）に基づく学校給食への牛乳の供給については、安全で品質の高い国内産牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給するものとし、その供給の実施に当たっては、対策要綱に規定するもののほか、この要領により実施するものとする。

## 第2 供給価格及び供給事業者の決定

都道府県知事は、学校給食用牛乳の供給について、原則として次により都道府県知事が定める区域ごとに供給事業者を選定するとともに、競争原理に基づく適正な供給価格を決定するものとする。

### 1 区域の設定

都道府県知事は、学校給食用牛乳の供給事業者及び供給価格を決定する単位としての区域（以下単に「区域」という。）をあらかじめ設定するものとし、当該区域の設定に際しては、市町村及び共同調理場の範囲を基礎として、効率的な配送経路及び供給事業者となることを希望する者の学校給食用牛乳供給可能数量を考慮するとともに、次の点について留意するものとする。

ア 特別な理由がなく、一部の乳業者に偏って有利となる設定とならないこと。

イ 競争原理の導入が妨げられる、又は競争原理が機能しないような設定とならないこと。

ウ 当該都道府県の供給の合理化及び地域の供給価格の格差の縮小が図られること。

なお、都道府県知事は、区域を設定する場合は、都道府県教育委員会とあらかじめ協議するものとする。

## 2 見積価格の徴集に際し決定すべき事項等

(1) 都道府県知事は、3の(1)の見積価格の徴集に際し、見積に必要な次の事項をあらかじめ定め、学校給食用牛乳の供給を希望する、又は希望が見込まれる乳業者等に提示するものとする。

ア 見積の対象となる価格は、区域について当該年度を通じて供給した場合における指定場所へ持ち込んだ牛乳1本当たり価格であること。

イ 区域ごとの当該年度の供給予定数量、持ち込み指定場所ごとの供給予定数量

ウ 牛乳の供給形態、配送時間等供給に係る条件

(2) 都道府県知事は、あらかじめ、区域ごとの牛乳供給に係る経費、市場流通価格、学校給食用牛乳供給実績価格等を基礎として予定価格を算定するものとする。

(3) 都道府県知事は、飲用牛乳の不当な廉売を排除し、公正な競争を確保するため、一般の飲用牛乳価格の動向を勘案して、最低制限価格を設定することができるものとする。

(4) 都道府県知事は、(1)から(3)までの事項を定めるに当たっては、都道府県教育委員会に協議するものとする。

## 3 見積価格の徴集及び供給事業者の決定

(1) 都道府県知事は、学校給食用牛乳の供給を希望する、又は希望が見込まれる乳業者に幅広く呼び掛け、実質的な競争が確保されるよう(2)の見積価格を徴集するものとする。

(2) 都道府県知事は、あらかじめ、(1)により呼び掛けた乳業者に、区域ごとに2の(1)の事項を提示し、都道府県知事が定める期日に区域ごとに当該年度の学校給食用牛乳の見積価格を徴集するものとする。

(3) 都道府県知事は、徴集した見積価格表を比べ、区域ごとに予定価格以下で、最も低い価格を当該区域の供給価格とし、原則として、その価格を提出した乳業者を当該区域の供給事業者とするものとする。

なお、最低制限価格を設定した場合にあっては、予定価格以下であり、かつ最低制限価格以上の範囲で供給価格等を決定するものとする。

(4) 都道府県知事は、供給価格等の決定を公正に行うため、乳業者が(3)の供給価格等の決定に立ち会う場合を除き、乳業者に対し中立的な立場にある複数の適正運営委員を選定するものとする。

適正運営委員は、供給価格等の決定に際し、公正な決定作業が行われていることを確認するものとする。

(5) (3) の見積価格表を比べた結果、同一区域に最も低い価格が2以上ある場合は、当該乳業者によるくじ引き等の手段により、公正に供給事業者を決定するものとする。ただし、それら見積価格表を提出した乳業者において、当該区域の供給事業者である乳業者が存在する場合は、幼児、児童及び生徒に対する学校給食用牛乳供給の継続性の観点から、当該乳業者を供給事業者とすることとする。

(6) 見積価格表の提出のない区域が生じた場合、又は予定価格以下の見積価格がない場合にあつては、複数の乳業者及び対策要綱第6の6の

(1) の④に定める牛乳卸売業者又は牛乳小売業者（以下「牛乳卸売業者等」という。）に再度呼び掛けを行い、見積価格を徴集し(3)と同様の方法により供給事業者等を決定するものとする。なお、これによっても供給事業者を決定できない場合にあつては、乳業者及び牛乳卸売業者等と協議し、適正な価格であり、かつ、公正な呼び掛けであることを確保し、当該区域の供給事業者及び供給価格を決定するものとする。

#### 4 決定結果の公表

都道府県知事は、3により決定した供給事業者名等を関係者に通知するとともに、必要に応じて公表するものとする。

### 第3 保護者負担額の算定等

都道府県知事は、対策要綱及び本要領による学校給食牛乳の保護者負担額については、都道府県教育委員会と協議の上、次のいずれかにより算定して定めることができるものとする。この場合にあつては、保護者から徴収する牛乳代金について、第4の3の機関により、第2の3で決定された供給事業者ごとの供給価格を当該供給事業者に配分するものとする。

(1) 区域ごとの供給価格を基準とし、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付される補助金の見込額を考慮して学校ごとの保護者負担額を算出する。

(2) 区域ごとに、供給価格を基準とし、学校給食用牛乳の安定的需要の確保のために機構から交付される補助金の見込額を考慮して算出した価格を、区域ごとの供給予定数量によって加重平均した額を都道府県内における保護者負担額とする。

なお、消費拡大促進に係る補助金の対象となる学校にあつては、当該保護者負担額から補助金見込額を考慮して学校ごとの保護者負担額を算出する。

#### 第4 学校給食用牛乳供給の効率化について

- 1 都道府県知事は、学校給食における牛乳の飲用の一層の促進を図るため、学校給食用牛乳協議会等の関係機関と連携し、学校給食用牛乳の円滑かつ効率的な供給の推進を図るものとする。
- 2 学校給食用牛乳協議会及びその構成員は、1に準じて市町村段階における飲用の促進が図られるよう関係機関との連携を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、学校給食用牛乳の取扱事務の合理化を推進するため、保護者から徴収した代金を適正に乳業者等に配分する機関等を整備するとともに、実態に配慮しつつ、供給事業者と都道府県学校給食会による一元的な供給契約方式の締結がなされるよう指導する。
- 4 都道府県知事は、対策要綱第6の2に定める都道府県知事が指定した団体（以下「指定団体」という。）が供給事業者及び供給価格の決定を行う場合にあっては、学校給食用牛乳の円滑かつ効率的な供給の推進を図るため、指定団体に対して指導・助言を行うものとする。

#### 第5 その他

指定団体が学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者の決定を行う場合には、第2及び第3の規定を準用する。この場合において、「都道府県知事」とあるのは「指定団体の長」と、「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県知事及び都道府県教育委員会」と読み替えるものとする。